明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令〕

○有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令（内閣府二六）　二

〔省令〕

○総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令（総務六〇）　二
○個人向け国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令（財務三五）　三
○支出官事務規程の一部を改正する省令（同三六）　三
○歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働六八）　四

〔告示〕

○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（国家公安委一三）　四
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同一四）　四
○原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定番号を指定した件（同一五）　四
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁五二）　四
○金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示（同五三）　五
○金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示（同五四）　五
○社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件の一部を改正する件（金融庁・法務二）　五
○総務省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長に委任した件（総務一八四）　五
○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件（総務・法務・経済産業二）　五
○不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件（法務二〇六）　六
○太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二三六）　六
○新マカラ国際橋建設計画のための贈与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二三七）　六
○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十一年度の初日から平成二十二年三月三十一日までの輸入数量を告示する件（財務一五三）　六
○平成二十一年度の初日から平成二十二年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件（同一五四）　六
○平成二十一年度の初日から平成二十二年三月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（同一五五）　六
○財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（同一五六）　六
○財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（同一五七）　七
○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国税庁一三）　七
○薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（厚生労働二〇五）　七
○薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件（同二〇六）　七
○薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（同二〇七）　七
○医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件（同二〇八）　七
○薬事法施行令第八十条第二項第七号ハの規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件（同二〇九）　七
○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件（同二一〇）　八
○厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件（同二一一）　八
○中央卸売市場の開設に係る告示事項の変更に関する件（農林水産六九八）　八
○旅客自動車運送事業者が点呼等において用いるアルコール検知器を定める告示（国土交通四八四）　八
○貨物自動車運送事業者が点呼等において用いるアルコール検知器を定める告示（同四八五）　八
○高速自動車国道に関する件（同四八六～四八八）　九

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕

内閣　内閣府　財務省　一〇

（以下次のページへ続く）